

令和4年度 神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業

申請案内

神戸市では、子育て世帯や若年夫婦世帯とその親世帯が近居・同居する場合の、住み替えにかかる費用の助成を行います。

対象となる世帯

親世帯か子世帯（子育て世帯または若年夫婦世帯）のどちらかの世帯で、令和4年4月1日以降事業終了までの間に、近居もしくは同居のために移転する世帯です。

なお移転日とは、住民票の異動日（住定日）です。

助成の内容

移転内容	市内移転	市外からの転入
対象世帯	子世帯又は親世帯	子世帯
助成額	10万円	20万円

<対象要件抜粋> ※詳しい説明、確認方法は2ページ以降をご覧ください。

- ★子世帯とは、小学校入学前の子ども（出産予定の子どもを含む）がいる世帯又は、夫婦のみの世帯で夫婦の年齢の合計が80歳以下の世帯であること。
- ★親世帯は、神戸市内に1年以上居住している世帯であること。
- ★移転前は異なった小学校区でかつ直線距離で2km以上離れており（市内移転対象）、移転後は、同居もしくは近居（同一小学校区内もしくは直線距離で2km未満）すること。
- ★子世帯が移転する場合は夫婦いずれか一方に前年所得があるか就労していること。
- ★新居は、建築基準法に規定する新耐震基準に適合しており、広さが、最低居住面積水準以上であること。

手続き

転入届（転居届）を提出・受理し、実際に新居への引越しが終わった後に、必要書類を揃えて、電子フォームにてご申請ください。

他の助成事業との併用

下記補助事業との併用ができません。

- ・子育て応援賃貸住宅住み替え事業
- ・子育て応援住宅取得補助制度

※「産業団地住み替え補助」との併用は可能です

申請方法

e-kobeによる電子フォーム申請

https://www.city.kobe.lg.jp/a01110/kurashi/sumai/jutaku/information/shinkonportal/oyako/r3_oyako.html

受付期間

令和4年6月1日（水曜）～

※先着順のため、申請件数が本市の予算額に達した時点で受付を終了します。

対象要件について 以下の要件を全て満たす必要があります。

①子世帯の要件★子育て世帯と★若年夫婦世帯のどちらか一方に当てはまる世帯

★子育て世帯…小学校入学前の子ども（令和4年度に未就学であること）とその親を含む世帯であること。

◆ひとり親世帯も含まれます。

◆小学校入学前の子どもには、出産予定の子どもも含まれます。

★若年夫婦世帯…年齢の合計が80歳以下の夫婦のみの世帯であること。

◆子どものいる世帯は★子育て世帯の要件で判定します。

◆「夫婦のみの世帯」は、どちらかの親や兄弟が同居の場合の世帯も含まれます。

②親世帯の要件

★子世帯の親のどちらかの親が含まれる世帯であること。

★神戸市内に1年以上居住している世帯であること。

③移転後の子世帯と親世帯の距離の要件

★同居もしくは近居（同一小学校区内もしくは直線距離で2km未満）すること。

★市内移転の場合、移転前の時点で親世帯と子世帯の住所が、同じ小学校区内ではなく、かつ、直線距離で2km以上離れていること。（ただし、夫婦どちらか片方でも元々同居の場合は除く）

④移転世帯の前年所得・就労の要件

★子世帯が移転する場合は夫婦いずれか一方に前年所得がある、または就労していること。

◆子世帯の移転については①前年所得の確認または②就労証明書が必要です。

具体的に必要な書類については3ページに参照。

◆親世帯の移転の場合の証明書類は不要です。

⑤移転先の住宅の要件

★移転世帯が自ら居住する住宅であること。

★建築基準法に規定する新耐震基準に適合していること。

◆昭和56年6月1日以降に建築（着工）した住宅。

◆昭和56年5月31日以前に建築（着工）された住宅の場合、耐震診断により耐震性を有することが確認された住宅もしくは耐震改修により耐震性が確保された住宅。）

◆鉄筋コンクリート造階段室型共同住宅（5階建て以下の団地）の耐震性の取り扱いについては、お電話にて問い合わせください。

★広さが、最低居住面積水準（3ページ参照）以上であること。

⑥次のいずれかに該当する場合は助成の対象になりません。

×生活保護法による住宅扶助及び生活困窮者自立支援法による生活困窮者住宅確保給付金を受給している。

×親世帯・子世帯が同時に移転する場合で、既に一方の世帯がこの事業の申請をしている。

×既にどちらかの親世帯と近居している。

×住み替えにかかる費用が他の公的制度による助成等の対象である。

×神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業の助成を受けたことがある。

×今年度子育て応援賃貸住宅住み替え補助・子育て応援住宅取得補助の助成を受けたことがある。

×2年以上継続して近居・同居する意思がない。

住み替えの確認書類 について

移転する世帯の住み替えに係る費用を助成するものです。そのため、住み替えたことが確認できる書類が必要です。

- ① 引越し業者へ支払った領収書
- ② 賃貸借契約書
- ③ 売買契約書

など

子世帯の所得証明書類または就労証明書について

子世帯の移転については①前年所得の確認または②就労証明書が必要です。

所得については、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの所得を確認できる書類

(①の例) ★令和4年度の所得証明書

★令和4年度の納税通知書・特別徴収通知書

★源泉徴収票

(②の例) ★就労証明書（発行日時時点で勤務していることが記載されたもので様式は自由）

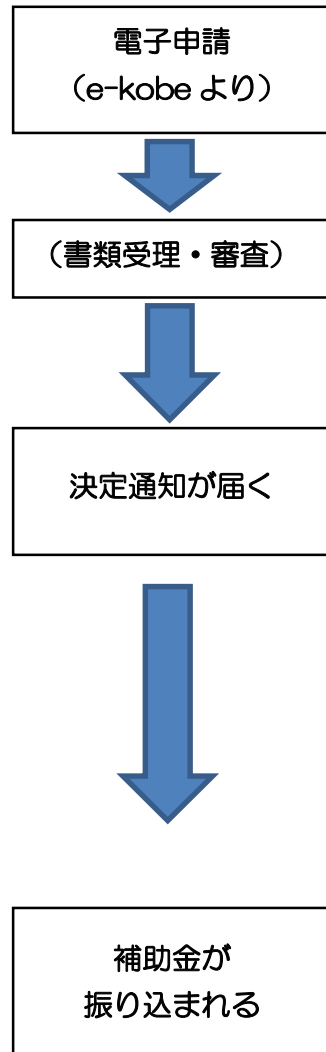
★勤務先が記載されている、有効期限内の社会保険（健康保険）証

★直近の給与明細（発行日が1か月以内）

最低居住面積水準について

<p>計算式 10㎡×世帯人数+10㎡</p> <p>1.世帯人数は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ★0歳から2歳は0.25人とする ★3歳から5歳は0.5人とする ★6歳から9歳は0.75人とする ★2人に満たない場合は2人とする <p>2.面積は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ★世帯人数が4人を超える場合は計算した面積から5%を控除する。 <p>※ここでの世帯人数は1.適用後の人数です。</p>	<p><計算例></p> <p>① 両親と7歳と3歳の子どもの4人世帯の場合 $10\text{㎡} \times (2 + 0.75 + 0.5) + 10\text{㎡} = 42.5\text{㎡}$</p> <p>② 母親と4歳と1歳の3人世帯の場合 $10\text{㎡} \times (1 + 0.5 + 0.25)$ (合計が1.75のため2) $+ 10\text{㎡} = 30\text{㎡}$</p> <p>③ 両親と6歳、4歳、0歳の子どもの5人世帯 $10\text{㎡} \times (2 + 0.75 + 0.5 + 0.25)$ (合計が3.5→5%控除無し) + $10\text{㎡} = 45\text{㎡}$ (住民票上5人世帯であっても、1.を適用した場合は3.5人で計算するため5%控除はできません。)</p> <p>④ 両親と15歳、12歳、8歳、5歳の子ども $(10\text{㎡} \times (4 + 0.75 + 0.5) + 10\text{㎡}) \times 95/100 = 59.375\text{㎡}$ (世帯人数が4人を超えるため5%控除)</p>
---	--

申請から補助金受給までの流れ



必要書類を揃えて電子申請してください。

※全ての必要書類がそろった上で申請していただかないと差し戻しになります。

神戸市で、書類審査を行います。

電子フォーム上での記載内容や必要書類に不備・不足がある場合は、再提出をお願いすることがあります。

決定通知が届く

(却下になる場合)

要件のいずれかに該当しない場合は、却下となり、補助金は支給されません。この場合は、補助金交付申請却下通知書で通知します。(電子申請の場合はメールにてお知らせします。)

補助金が
振り込まれる

指定口座に振り込まれます。

※振り込みのお知らせは行っていませんので、指定口座の通帳に記載するなどでご確認ください。